資料１－５

令和９年度入学者の選抜を実施する全ての大学長へ

令和８年　　月　　日
大学入学者選抜協議会

~~総合型選抜及び学校推薦型選抜に係る~~
大学入学者選抜実施要項~~の趣旨~~の遵守についてのお願い（案）

大学入学者選抜の実施に関する基本的事項については、毎年、高等学校・大学関係者等による協議を経て、文部科学省より大学入学者選抜実施要項として大学、高等学校等に通知されております。

令和８年度大学入学者選抜実施要項においては、入学者の選抜は志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法によることとした上で、総合型選抜及び学校推薦型選抜については、小論文・面接・実技検査等の活用や、志願者本人が記載する資料、高等学校に記載を求める資料等の活用と組み合わせて丁寧に評価を行うのであれば、２月１日より前に教科・科目に係る個別テストを実施することも可能とする変更が行われました。

しかしながら、各大学で実施された令和８年度選抜の状況を見ると、一部の大学において２月１日より前に実施される教科・科目に係る個別テストの配点割合が著しく高い又は他の要素が点数化されていないなどにより、実質的に学力検査の成績に大きく偏って合否判定が行われている等、総合型選抜及び学校推薦型選抜の趣旨に合わない事例が見受けられます。また、一般選抜も含め試験期日等を遵守していない選抜も一部見受けられます。このような選抜の実施は、高等学校・大学関係者等が真摯に協議をして定めた大学入学者選抜実施要項の変更趣旨を踏まえないものであり、大変遺憾です。

本来、入学者選抜は各大学のアドミッション・ポリシーに基づきつつ、高等学校における適切な教育の実施を阻害することのないように実施すべきものです。教科・科目に係る個別テストの実施期日は、この観点から原則として２月１日以降と定められているものであり、総合型選抜及び学校推薦型選抜については、多面的・総合的な評価を時間をかけて丁寧に行うために例外的にその前に実施することが認められております。

この観点からすれば、学力検査が評価・判定の大部分を占める選抜を２月１日より前に実施することは、実質的な「一般選抜の前倒し」であり、大学入学者選抜実施要項の趣旨からして許されるものではありません。

今般合意された「令和９年度大学入学者選抜実施要項」（令和８年　月　日付け８文科高第　　号文部科学省高等教育局長通知）においては、志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に丁寧に時間をかけて評価するという総合型選抜及び学校推薦型選抜の本来趣旨に改めて立ち返り、原則として面接を必ず組み合わせて行うこととする変更を行うこととなりました。この場合であっても、教科・科目に係る個別テストの成績の取扱いに当たっては、総合型選抜及び学校推薦型選抜の趣旨を踏まえ、他の評価方法との間でバランスの取れた配分で評価・判定に活用すべきものであり、その成績が実質的に評価・判定の大部分を占めるような選抜の実施は不適切です。

各大学においては、改めて試験期日等を確認していただくとともに、その設定趣旨を踏まえてアドミッション・ポリシーと各選抜区分における評価方法との関係を見直しすとともに、評価方法ごとの配点割合を公表することなどを通じて、大学入学者選抜実施要項の趣旨に則った選抜を実施していることを対外的に説明することが求められます。高等学校や受験生、保護者をはじめ社会から疑念を抱かれるおそれのある入学者選抜は厳に慎み、学長のリーダーシップの下、大学入学者選抜実施要項の趣旨を遵守して適切な入学者選抜を実施するよう、お願い申し上げます。

大学入学者選抜協議会の設置について

令和３年５月１４日
文部科学事務次官決定

１　趣旨

高等学校教育と大学教育との円滑な接続を図る観点から、大学関係団体及び高等学校関係団体の連携協力のもと、毎年度の大学入学者選抜の実施方法・日程や大学入学共通テストに関する事項のほか、中長期的かつ継続的な対応が必要となる事項等について協議を行い、大学入学者選抜方法の一層の改善を推進するため、大学入学者選抜協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

２　協議事項

（１）大学入学者選抜の実施方法に関する事項
（２）大学入学共通テストに関する事項
（３）その他、大学入学者選抜に関する事項

３　構成員

（１）大学及び高等学校関係団体の代表者として次に掲げる団体から推薦された者及び学識経験者並びに独立行政法人大学入試センター理事長をもって構成する。

一般社団法人国立大学協会	一般社団法人公立大学協会
一般社団法人日本私立大学連盟	日本私立大学協会
日本私立短期大学協会	全国高等学校長協会
日本私立中学高等学校連合会	公益財団法人産業教育振興中央会
全国都道府県教育長協議会	一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会

（２）（１）に掲げる関係団体が協議会の構成員となる者を推薦するときは、当該団体を代表する期間を定めて推薦するものとし、当該被推薦者の任期はその期間とする。学識経験者の任期は２年とし、再任を妨げない。

４　運営方法

（１）上記３（１）の構成員の協力を得て、上記２に掲げる事項について検討を行う。
（２）必要に応じ、上記３（１）の構成員以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見を聴くことができるものとする。

５　その他

（１）協議会の庶務は、関係局課の協力を得て、高等教育局大学振興課が、独立行政法人大学入試センターと共同で処理する。
（２）この決定に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項については、必要に応じて会議に諮って定める。

（令和８年４月21日時点）

大学入学者選抜協議会 委員名簿

イシカワ　カオル 石川　薫	全国都道府県教育長協議会（理事兼第１部会主査） 埼玉県教育委員会教育長
ウシキ　タツオ 牛木　辰男	独立行政法人大学入試センター（理事長）
ウチダ　タカシ 内田　隆志	全国高等学校長協会（会長） 東京都立青山高等学校長
ウメハラ　イズル 梅原　出	一般社団法人国立大学協会（入試委員会委員長） 横浜国立大学長
オオハシ　タカヤ 大橋　隆哉	一般社団法人公立大学協会（副会長） 東京都立大学長
オガタ　ナオユキ 小方　直幸	香川大学・副学長
オガワ　タカシ 小川　孝	公益財団法人産業教育振興中央会（参与）全国商業高等学校長協会理事長 東京都立大田桜台高等学校長
オキ　キヨタケ 沖　清豪	早稲田大学文学学術院・教授
カワカミ　タダシゲ 川上　忠重	一般社団法人日本私立大学連盟（教育研究委員会委員長） 法政大学　大学評価室長　理工学部機械工学科・教授
カワシマ　タツオ 川嶋　太津夫	神戸大学・大阪大学・名誉教授
コバヤシ　マサト 小林　正人	全国高等学校長協会（大学入試対策委員会委員長） 東京都立城東高等学校長
サワベ　トウコ 澤辺　桃子	日本私立短期大学協会（副会長） 函館短期大学長
シバタ　ヨウサブロウ 柴田　洋三郎	一般社団法人公立大学協会（指名理事） 福岡県立大学理事長・学長
シマダ　ヤスユキ 島田　康行	筑波大学人文社会系・教授
タナブ　トモユキ 田名部　智之	一般社団法人全国高等学校PTA連合会（代表理事・会長） 株式会社田名部組　代表取締役CEO
ナガツカ　アツオ 長塚　篤夫	日本私立中学高等学校連合会（常任理事） 北里大学附属順天中学校・高等学校長
ニシゴオリ　ダイ 西郡　大	佐賀大学・副学長
マツダ　ミズシ 松田　瑞史	一般社団法人国立大学協会（入試委員会副委員長） 室蘭工業大学長
ヤスイ　トシカズ 安井　利一	日本私立大学協会（大学教務研究委員会委員長） 明海大学理事・名誉教授

※氏名50音順、敬称略
※括弧書きは各関係団体における役職